

島原市空き家バンク利用促進奨励金 募集要項

1. 空き家バンク利用促進奨励金の概要

島原市空き家バンク制度を利用して本市に移住する者に対し、移住に要する経済的負担を軽減し、空き家バンク登録物件の利活用及び定住人口の増加を図るため、予算の範囲内において奨励金の交付を行います。

2. 奨励金交付対象者

奨励金交付対象者は、次の全てに該当する者です。

① 島原市空き家バンク制度に登録している空き家等を賃借又は購入し、本市へ移住する世帯の代表者。
② 転勤等による一時的な移住等を主な目的としていない者であること。
③ 市区町村民税・都道府県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税（料）を滞納していない者であること。
④ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている世帯に属していないこと。
⑤ 奨励金申請日前の 1 年間、本市の住民でないこと。
⑥ その他市長が適当ではないと認めた者でないこと。

3. 奨励金の額

奨励金の額は、1 世帯につき 1 回限り、5 万円とする。

4. 応募から奨励金交付まで

(1) 募集期間

島原市へ転入した日の属する月の翌月から起算して3か月以内に申請を
お願いします。

(2) 応募方法

奨励金を申請するときは、次の書類を市役所政策企画課までご提出ください。

① 島原市空き家バンク利用促進奨励金交付申請書（様式第1号）
② 誓約書（別紙1）
③ 住所異動履歴の調査についての同意書（別紙2）
④ 住民票（申請日の1年前の住所地がわかるもの）
⑤ 市税等の未納がない証明書（申請日が属する年の1月1日に住所を 定めていた市区町村が発行したもの）
⑥ その他市長が必要と認める書類

(3) 奨励金交付決定

申請書類提出後、市で審査を行い、奨励金の交付を決定したときは、
申請者に通知します。

(4) 奨励金の交付

奨励金を請求するときは、奨励金決定後すみやかに次の書類を市役所
政策企画課までご提出ください。

- | |
|--------------------------------|
| ① 島原市空き家バンク利用促進奨励金交付請求書（様式第3号） |
|--------------------------------|

5. その他

(1) 交付資格の喪失・奨励金の返還

奨励金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段により奨励金の交付の決定
を受けたときは、その決定を取り消し、既に交付した奨励金の全部又は一部
について返還を求める場合があります。

奨励金の交付を受けた者が、その交付決定日の翌日から起算して5年以内に
市外に転出したときは、その者に対し交付した奨励金の全部又は一部について
返還を求める場合があります。

【問い合わせ先】

〒855-0866 島原市南下川尻町7番地4（雲仙復興事務所2階）

島原市役所 市長公室 政策企画課 地域・婚活班

TEL:0957-62-8012 FAX:0957-62-8115